

平成 25 年 4 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 4月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 29 号	八戸市社会教育委員の委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 30 号	八戸市史編纂委員会委員の委嘱について・・・・・・・・・・・・	3
議案第 31 号	八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	5
議案第 32 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の制定について・・・・・・・・	9
議案第 33 号	八戸市立学校設置条例及び八戸市公民館条例の一部改正に係る意見について・・	13

議案第 29 号

八戸市社会教育委員の委嘱について

八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成 25 年 4 月 24 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

社会教育法第 15 条第 2 項による委員

(学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者)

氏 名	所属・職業等
かみじょう ひでのぶ 上 條 秀信	八戸市小学校長会
まえだ みのる 前田 稔	八戸市中学校長会

任期は、平成 25 年 5 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までとする。

議案第30号

八戸市史編纂委員会委員の委嘱について  
八戸市史編纂委員会委員に別紙の者を委嘱する。

平成25年4月24日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

八戸市史編纂委員会委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属
くりむら ともひろ 栗村 知弘	青森県文化財保護協会副会長
よしだ とくじゅ 吉田 徳寿	元東奥日報社編集委員
しまもり みつお 島守 光雄	元八戸大学教授
ふじき ともこ 藤木 俱子	俳誌「たかんな」主宰
あまない みどり 天内 みどり	南部紫を守る会代表
おおしま みつこ 大島 光子	前八戸工業大学第二高等学校長
くまがい たくじ 熊谷 拓治	前八戸みなと漁業協同組合長
ふるだて りょうさく 古舘 良策	元南郷村教育委員会教育長
かとう きょうこ 加藤 郷子	元八戸市立高館小学校長
まきた みのる 蒔田 稔	公募委員
くどう ゆうへい 工藤 悠平	八戸市議会議員

任期は、平成25年5月1日から平成27年4月30日までとする。

議案第31号

八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成25年 4 月24日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

一般奨学金の貸与対象者の範囲を拡大し、その他所要の改正をするためのものである。

議案第 号

八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

一般奨学金の貸与対象者の範囲を拡大し、その他所要の改正をするためのものである。



## 八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

八戸市奨学金貸与条例（昭和30年八戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「、大学」を「若しくは大学」に改め、「短期大学」の次に「及び高等専門学校の特攻科」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八戸市奨学金貸与条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(志願資格)</p> <p><b>第4条</b> 一般奨学金に係る奨学生（奨学金の貸与を受ける者をいう。以下同じ。）に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校若しくは大学（短期大学及び高等専門学校の専攻科を含む。次条第1号において同じ。）に在学する者又はこれらの学校に翌年度から進学しようとする者</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(志願資格)</p> <p><b>第4条</b> 一般奨学金に係る奨学生（奨学金の貸与を受ける者をいう。以下同じ。）に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、大学（短期大学）を含む。次条第1号において同じ。）に在学する者又はこれらの学校に翌年度から進学しようとする者</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第32号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成25年4月24日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改め、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「年金補償基礎額」を「補償基礎額」に改め、同条中「並びに当該年齢階層ごとに年金補償基礎額」を「ごとの長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に係る補償基礎額」に改め、「として教育委員会が定める額」を削る。

別表第1中	「	5,028円	12,954円	を	「	5,007円	12,935円	に改める。
	5,648円	13,090円	5,618円		13,634円			
	6,208円	15,944円	6,112円		16,130円			
	6,647円	18,498円	6,527円		18,535円			
	6,925円	21,685円	6,741円		21,911円			
	6,903円	23,524円	6,861円		24,455円			
	6,551円	24,551円	6,479円		24,995円			
	5,757円	23,052円	5,811円		23,171円			
	4,602円	19,090円	4,683円		19,816円			
	3,950円	15,247円	3,950円		14,376円			
	3,950円	12,954円	3,950円		12,935円			
		」			」			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成25年4月1日以後に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償及び傷病補償年金等で同日前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
(年齢階層並びに補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)		(年齢階層並びに年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)	
<b>第1条の2</b> 条例第2条の2第1項及び第2条の3第1項の八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める年齢階層ごとの長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額は、別表第1のとおりとする。		<b>第1条の2</b> 条例第2条の2第1項及び第2条の3第1項の八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める年齢階層並びに当該年齢階層ごとに年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として教育委員会が定める額は、別表第1のとおりとする。	
<b>別表第1</b> （第1条の2関係）			
年齢階層		最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,007円	5,028円	12,935円
25歳以上30歳未満	5,618円	5,648円	13,634円
30歳以上35歳未満	6,112円	6,208円	16,130円
35歳以上40歳未満	6,527円	6,647円	18,535円
40歳以上45歳未満	6,741円	6,925円	21,911円
45歳以上50歳未満	6,861円	6,903円	24,455円
50歳以上55歳未満	6,479円	6,551円	24,995円
55歳以上60歳未満	5,811円	5,757円	23,171円
60歳以上65歳未満	4,683円	4,602円	19,816円
65歳以上70歳未満	3,950円	3,950円	14,376円
70歳以上	3,950円	3,950円	12,935円
年齢階層		最低限度額	最高限度額
25歳未満		5,028円	12,954円
25歳以上30歳未満		5,648円	13,090円
30歳以上35歳未満		6,208円	15,944円
35歳以上40歳未満		6,647円	18,498円
40歳以上45歳未満		6,925円	21,685円
45歳以上50歳未満		6,903円	23,524円
50歳以上55歳未満		6,551円	24,551円
55歳以上60歳未満		5,757円	23,052円
60歳以上65歳未満		4,602円	19,090円
65歳以上70歳未満		3,950円	15,247円
70歳以上		3,950円	12,954円



議案第33号

八戸市立学校設置条例及び八戸市公民館条例の一部改正に係る意見について  
別紙のとおり八戸市立学校設置条例及び八戸市公民館条例の一部を改正することについては、  
八戸市教育委員会として異議がないものとする。

平成25年4月24日 提出

八戸市教育委員会  
委員長 岡 本 潤 子

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、八戸市立学校設置条例及び八戸市  
公民館条例の一部を改正することについて、八戸市教育委員会としては異議がない旨の意見を  
述べるためのものである。

議案第 号

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

小字等表記の統一に伴い、規定の整理をするためのものである。



## 八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

八戸市立学校設置条例（昭和39年八戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

「  
別表中 

八戸市立旭ヶ丘小学校	〃 旭ヶ丘一丁目1番地6
------------	--------------

 を  
」

「  

八戸市立旭ヶ丘小学校	〃 旭ヶ丘一丁目1番地6
------------	--------------

 に改める。  
」

### 附 則

この条例は、平成25年7月13日から施行する。

○八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
八戸市立旭ヶ丘小学 校	旭ヶ丘一丁目1番地6	八戸市立旭ヶ丘小学 校	旭ヶ丘一丁目1番地6
(略)		(略)	

議案第 号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

小字等表記の統一に伴い、規定の整理をするためのものである。

## 八戸市公民館条例の一部を改正する条例

八戸市公民館条例（昭和51年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中 

八戸市立館公民館	八戸市大字八幡字下陣屋40番地1	館地区
----------	------------------	-----

 を

八戸市立館公民館	八戸市大字八幡字下陣屋40番地1	館地区
----------	------------------	-----

 に改める。

### 附 則

この条例は、平成25年7月13日から施行する。

○八戸市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
名称	位置	対象区域		名称	位置	対象区域	
(略)				(略)			
八戸市立館公民館	八戸市大字八幡字下陳屋40番地1	館地区		八戸市立館公民館	八戸市大字八幡字下陳屋40番地1	館地区	
(略)				(略)			